

議 案 書

令 和 3 年 5 月

第 2 回 臨 時 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
4	令和3年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めることについて		9
5	令和3年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて		2 1
6	令和3年度松山市一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分の承認を求めることについて		3 3
議案 5 0	令和3年度松山市一般会計補正予算（第4号）		4 1

令和3年5月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3
項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報
告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第10号

令和3年3月31日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定める専決処分について
松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第
179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(松山市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 松山市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第25号)の一部を次のように改正す
る。

第29条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務
署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2
の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第36条の9第3
項」を加える。

第29条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄
税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条
の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第36条の8第1項第1号中「本条、次条第2項および」を「この条、次条第2項及
び第3項並びに」に、「すでに」を「既に」に、「次号および」を「次号及び」に、「
第36条の3および」を「第36条の3及び」に改め、同項第2号中「および」を「及
び」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「および」を「及び」に改める。

第36条の9第2項中「受理されたときに」を「受理された時に」に改め、同条に次
の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき
退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に
規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告
書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記

載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第69条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第8条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第9条の3の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第12条の2第3項中「第15条第30項第1号イ」を「第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「第15条第30項第1号ロ」を「第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「第15条第30項第1号ハ」を「第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「第15条第30項第1号ニ」を「第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「第15条第30項第2号イ」を「第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第30項第2号ロ」を「第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第30項第2号ハ」を「第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第30項第3号イ」を「第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「第15条第30項第3号ロ」を「第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第30項第3号ハ」を「第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「第15条第34項」を「第15条第30項」に改め、同条第14項中「第15条第38項」を「第15条第34項」に改め、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項を第16項とする。

附則第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第14条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第14条の2の3第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第14条の7第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車は令和

3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第15条第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第21条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の6の4第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（令和2年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、松山市市税賦課徴収条例第33条の6第10項の改正規定中「第32

1条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、松山市市税賦課徴収条例第33条の8第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、松山市市税賦課徴収条例第35条の改正規定中「第35条第4項」を「第35条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の4第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第13条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。

）第29条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び付則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う新条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った第1条の規定による改正前の松山市市税賦課徴収条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日以前に行った旧条例第29条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第29条の3の3第4項に規定する申告書に記載

すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法等の改正に伴い、宅地等の固定資産税の特例措置の延長等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第4号

令和3年5月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活の支援をすることとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度松山市一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するとともに、子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、低所得のひとり親世帯の実情を踏まえた生活を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をすするものである。

記

令和3年度松山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,054,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,754,603千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		44,917,312 千円	1,883,803 千円	46,801,115 千円
	2 国庫補助金	4,646,974	1,883,803	6,530,777
17 県支出金		16,021,283	170,800	16,192,083
	2 県補助金	3,694,269	170,800	3,865,069
歳入	合計	194,700,000	2,054,603	196,754,603

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		97,968,682 千円	570,603 千円	98,539,285 千円
	2 児童福祉費	33,663,844	570,603	34,234,447
7 商工費		7,714,213	1,484,000	9,198,213
	1 商工費	6,285,768	1,484,000	7,769,768
歳出	合計	194,700,000	2,054,603	196,754,603

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	44,917,312 千円	1,883,803 千円	46,801,115 千円
17 県支出金	16,021,283	170,800	16,192,083
歳入合計	194,700,000	2,054,603	196,754,603

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	千円 97,968,682	千円 570,603	千円 98,539,285	千円 570,603	千円	千円	千円
7 商工費	7,714,213	1,484,000	9,198,213	1,484,000			
歳出合計	194,700,000	2,054,603	196,754,603	2,054,603			

2 歳入
(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 総務費国庫補助金	千円 1,153,760	千円 1,313,200	千円 2,466,960	9 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 1,313,200	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業)
3 民生費国庫補助金	1,069,244	570,603	1,639,847	11 児童手当費国庫 補助金	570,603	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費 (10/10)
計	4,646,974	1,883,803	6,530,777	-	-	-

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 商工費県補助金	千円 241	千円 170,800	千円 171,041	2 商工振興費県補 助金	千円 170,800	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等 協力金事業費 (1/2:1/10)
計	3,694,269	170,800	3,865,069	-	-	-

3 歳 出
 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
4 児童手当費	千円 10,937,980	千円 570,603	千円 11,508,583	千円 国庫支出金 570,603	10 需用費 175 消耗品費 60 印刷製本費 115	千円 570,603	低所得の子育て世帯生活支援特 別給付金給付事業
					11 役務費 1,353 通信運搬費 638 手数料 715		
					12 委託料 3,575		
					17 備品購入費 5,500		
					18 負担金補助 560,000 及び交付金		
計	33,663,844	570,603	34,234,447	-	-	-	-

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 5,464,033	千円 1,484,000	千円 6,948,033	千円 国庫支出金 1,313,200	3 職員手当等 5,000 10 需用費 200	千円 1,484,000	新型コロナウイルス対策営業時 間短縮等協力金事業

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
	千円	千円	千円	千円			千円
				県支出金	消耗品費	200	
				170,800	11 役務費	200	
				特定財源計	通信運搬費	200	
				1,484,000	12 委託料	50,000	
					13 使用料及び 賃借料	600	
					18 負担金補助 及び交付金	1,428,000	
計	6,285,768	1,484,000	7,769,768	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)		
補正後	(641) 3,645	701,081	13,172,418	9,207,760	23,081,259	4,375,084	27,456,343
補正前	(641) 3,645	701,081	13,172,418	9,202,760	23,076,259	4,375,084	27,451,343
比較	(0) 0	0	0	5,000	5,000	0	5,000

※()内は短時間勤務職員を外書したものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	1,103,912
	補正前	1,098,912
比較		5,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)		
補正後	(82) 2,906	11,654,852	8,619,182	20,274,034	3,885,658	
補正前	(82) 2,906	11,654,852	8,614,182	20,269,034	3,885,658	
比較	(0) 0	0	5,000	5,000	0	

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

区分	時間外勤務手当 (千円)
職員手当の内訳 補正後	1,005,921
補正前	1,000,921
比較	5,000

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給			与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)			
補正後	(559) 739	701,081	1,517,566	588,578	2,807,225	489,426	3,296,651		
補正前	(559) 739	701,081	1,517,566	588,578	2,807,225	489,426	3,296,651		
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減事由別内訳	増減事由別内訳		
職員手当	5,000	その他の増減分	5,000		

承認第5号

令和3年5月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するとともに、個人事業主等支援資金の貸付により、経営基盤が特に脆弱な個人事業主等の資金繰りを支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度松山市一般会計補正予算(第2号)を定める専決処分について

新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金の給付により、営業時間短縮の要請に応じた飲食店等の経営継続を支援するとともに、個人事業主等支援資金の貸付により、経営基盤が特に脆弱な個人事業主等の資金繰りを支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和3年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,497,310千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,251,913千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		46,801,115 千円	4,845,107 千円	51,646,222 千円
	2 国庫補助金	6,530,777	4,845,107	11,375,884
17 県支出金		16,192,083	552,203	16,744,286
	2 県補助金	3,865,069	552,203	4,417,272
20 繰入金		13,612,323	100,000	13,712,323
	1 基金繰入金	13,578,941	100,000	13,678,941
歳入	合計	196,754,603	5,497,310	202,251,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		9,198,213 千円	5,497,310 千円	14,695,523 千円
	1 商工費	7,769,768	5,497,310	13,267,078
歳出	合計	196,754,603	5,497,310	202,251,913

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	46,801,115 千円	4,845,107 千円	51,646,222 千円
17 県支出金	16,192,083	552,203	16,744,286
20 繰入金	13,612,323	100,000	13,712,323
歳入合計	196,754,603	5,497,310	202,251,913

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	千円 9,198,213	千円 5,497,310	千円 14,695,523	千円 5,397,310	千円 100,000	千円	
歳出合計	196,754,603	5,497,310	202,251,913	5,397,310	100,000		

2 歳 入
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 総務費国庫補助金	千円 2,466,960	千円 4,845,107	千円 7,312,067	9 新型コロナウイルス感染症対応	千円 4,845,107	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (定額) (新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業)	千円
計	6,530,777	4,845,107	11,375,884	—	—	—	—

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
6 商工費県補助金	千円 171,041	千円 552,203	千円 723,244	2 商工振興費県補助金	千円 552,203	新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業費 (1/2・1/10)	千円
計	3,865,069	552,203	4,417,272	—	—	—	—

(款) 20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 観光開発等産業活性化基金繰入金	千円 456,642	千円 100,000	千円 556,642	1 観光開発等産業活性化基金繰入金	千円 100,000	千円
計	13,578,941	100,000	13,678,941	—	—	—

3 歳 出
 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 6,948,033	千円 5,497,310	千円 12,445,343	千円 国庫支出金 4,845,107 県支出金 552,203 繰入金 100,000 特定財源計 5,497,310		千円	千円 新型コロナウイルス対策個人事業主等支援事業 新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業
					3 職員手当等	5,000	
					10 需用費	200	
					消費品費	200	
					12 委託料	95,000	
					18 負担金補助及び交付金	5,297,110	
20 貸付金	100,000						
計	7,769,768	5,497,310	13,267,078	—	—	—	—

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(641) 3,645	701,081	13,172,418	9,212,760	23,086,259	4,375,084	27,461,343	
補正前	(641) 3,645	701,081	13,172,418	9,207,760	23,081,259	4,375,084	27,456,343	
比較	(0) 0	0	0	5,000	5,000	0	5,000	

※()内は短時間勤務職員を外書きしたものです。

区分	時間外勤務手当 (千円)
職員手当の内訳 補正後	1,108,912
補正前	1,103,912
比較	5,000

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費			合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(82) 2,906	11,654,852	8,624,182	20,279,034	3,885,658	
補正前	(82) 2,906	11,654,852	8,619,182	20,274,034	3,885,658	
比 較	(0) 0	0	5,000	5,000	0	

※()内は短時間勤務職員を外査したものです。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	1,010,921
	補 正 前	1,005,921
	比 較	5,000

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給			与		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)				
補正後	(559) 739	701,081	1,517,566	588,578	2,807,225	489,426	3,296,651		
補正前	(559) 739	701,081	1,517,566	588,578	2,807,225	489,426	3,296,651		
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

※()内は短時間勤務職員を外書したものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
		増減	内訳		
職員手当	5,000		5,000		
			その他の増減分		
			5,000		

令和3年5月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和3年度松山市一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

中小企業等応援金の給付により、飲食店の営業時間短縮や外出及び移動の自粛で、直接または間接的に影響を受けている事業者の経営継続を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和3年度松山市一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分について

中小企業等応援金の給付により、飲食店の営業時間短縮や外出及び移動の自粛で、直接または間接的に影響を受けている事業者の経営継続を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和3年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,936,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		51,646,222 千円	342,500 千円	51,988,722 千円
	2 国庫補助金	11,375,884	342,500	11,718,384
17 県支出金		16,744,286	342,500	17,086,786
	2 県補助金	4,417,272	342,500	4,759,772
歳入	合計	202,251,913	685,000	202,936,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		14,695,523 千円	685,000 千円	15,380,523 千円
	1 商工費	13,267,078	685,000	13,952,078
歳出	合計	202,251,913	685,000	202,936,913

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	51,646,222 千円	342,500 千円	51,988,722 千円
17 県支出金	16,744,286	342,500	17,086,786
歳入 合計	202,251,913	685,000	202,936,913

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 商工費	千円 14,695,523	千円 685,000	千円 15,380,523	千円 685,000	千円	千円	千円
歳出合計	202,251,913	685,000	202,936,913	685,000			

2 歳入

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費国庫補助金	千円 7,312,067	千円 342,500	千円 7,654,567	9新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 342,500	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (松山市中小企業等応援金事業)
計	11,375,884	342,500	11,718,384	—	—	—

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 商工費県補助金	千円 723,244	千円 342,500	千円 1,065,744	2 商工振興費県補助金	千円 342,500	松山市中小企業等応援金事業費 (1 / 2)
計	4,417,272	342,500	4,759,772	—	—	—

3 歳 出
 (款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
3 商工振興費	千円 12,445,343	千円 685,000	千円 13,130,343	千円 国庫支出金 342,500 県支出金 342,500 特定財源計 685,000	7 報 償 費	千円 600,000	松山市中小企業等応援金事業 685,000 千円
					12 委 託 料	85,000	
					計	—	
計	13,267,078	685,000	13,952,078	—	—	—	—

令和3年度松山市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,799,764千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,736,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年5月25日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		51,988,722 千円	2,558,228 千円	54,546,950 千円
	2 国庫補助金	11,718,384	2,558,228	14,276,612
17 県支出金		17,086,786	230,034	17,316,820
	2 県補助金	4,759,772	230,034	4,989,806
20 繰入金		13,712,323	10,000	13,722,323
	1 基金繰入金	13,678,941	10,000	13,688,941
22 諸収入		6,584,255	1,502	6,585,757
	4 雑入	2,019,967	1,502	2,021,469
歳入	合計	202,936,913	2,799,764	205,736,677

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		98,539,285 千円	454,424 千円	98,993,709 千円
	2 児童福祉費	34,234,447	454,424	34,688,871
7 商工費		15,380,523	2,345,340	17,725,863
	1 商工費	13,952,078	2,345,340	16,297,418
歳出	合計	202,936,913	2,799,764	205,736,677